

児童相談所等の更なる体制強化について

児童虐待については、令和元年度の相談対応件数が、児童相談所及び市区町村において、ともに過去最多を更新するなど増加の一途を辿っている。虐待による死亡事例は年間50件を超えるなど、痛ましい事件も後を絶たない状況であり、ますます深刻な状況となっている。

このような中、国はこれまでに「児童相談所強化プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等において、児童福祉司の配置標準の見直しや、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司スーパーバイザーの配置など、児童相談所の体制強化策を推進してきた。

また、児童や家庭の生活に身近な場所で必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」については、令和4年度までに全市区町村に設置することを目標としている。

加えて、児童虐待を行った保護者に対して、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるといった新たな支援も児童虐待の防止等に関する法律に規定されたところである。

児童相談所を設置している地方自治体や市区町村においては、こうした体制強化策に応じて、人員の確保や育成等に取り組み、あらゆる児童相談に対して懸命に対応してきた。しかしながら、虐待相談対応件数の多い都市部においては、現行の配置標準のままでは、国の示す業務量を実現することができず、担当職員への指導・教育も十分に実施することが困難であるなどの課題があり、更なる見直しが不可欠である。

については、児童相談所等の更なる体制強化について、次のとおり要望する。

- 1 児童福祉司スーパーバイザーについて、児童・保護者への指導を行う児童福祉司とは別に配置標準を法定化し、併せて財政措置を講じること。
- 2 児童心理司スーパーバイザーの役割を規定するとともに、児童心理司とは別に、児童心理司スーパーバイザーを配置することを法定化し、併せて財政措置を講じること。

- 3 親子の再統合への配慮や保護者支援プログラムを担う専門人材を確保、育成するため、保護者支援や親子再統合支援を担当する児童福祉司及び児童心理司の配置について法定化し、併せて財政措置を講じること。
- 4 設置運営要綱に定められている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」における職員の配置標準について、常勤職員を原則とした法定化を行い、併せて十分な財政措置を講じること。
- 5 児童相談所及び市区町村の専門職員の配置に関して、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、国の責任において、十分な確保、育成及び財政措置を講じること。

令和 3 年 月 日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎